

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月及び平成元年 6 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月
② 平成元年 6 月から 2 年 3 月まで

申立期間当時は、妻が私の国民年金保険料を役場の集金人に納付していたはずであり、保険料を納付できない時は、保険料の納付の免除を申請していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、1 か月及び 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、町が保管する年金記録により、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和 51 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、申立人は申立期間①を除いて船員保険資格喪失後の国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できることから、申立人は船員保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたものと推察され、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、当該町における収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

妻が市役所で、夫婦二人分の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料の免除を申請したはずであり、妻の保険料は免除となっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の免除申請を同時に行ったとする申立人の妻については、申立人の申立期間に係る納付記録は免除となっている。

また、免除申請は、世帯単位の所得で承認の可否が判断されていたため、世帯同一の納付記録となるのが一般的であり、申立期間について、申立人の妻が申請免除、申立人が未納と納付記録が異なるのは不自然である。

さらに、申立人及び、その妻の昭和59年4月以降の保険料納付記録を見ると、申立期間を除き、納付期間、免除期間及び未納期間がいずれも夫婦同一の記録であり、申立人の妻が申立期間について、夫婦二人の国民年金保険料を免除申請していたものと考えるのが自然である。

加えて、昭和62年7月から63年3月までの期間については、夫婦とも保険料が免除となっており、その申請日や処理日は夫婦で同日となっていることから、夫婦の免除申請は一緒に行われたことがうかがえる上、申立人の妻は、この期間においても申立期間の生活状況とほとんど変化は無かったと申し述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38年3月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から39年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和36年1月にA社に入社し、退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年1月にA社に入社し、41年4月30日に同社を退職するまで継続して勤務していたとしているところ、社会保険事務所の被保険者記録によれば、A社において、36年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、38年3月1日に資格を喪失後、A社B事業所において39年1月1日に資格を取得し、41年5月1日に資格を喪失している。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたと認められるほか、申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに申立期間は、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであったことを供述しているところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

また、申立人が昭和39年1月1日に厚生年金保険の資格を取得しているA

社B事業所は、同日、新たに適用事業所となっており、A社から多数の者が異動し、厚生年金保険の資格を取得している。これについて、申立人の当時の上司に照会したところ、「A社には部門が二つあり、その一つが独立した事業所になったが、会社自体は同一であり、従業員の待遇や仕事内容も全く変わらなかった。」との供述を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社及びA社B事業所における申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和38年3月から同年9月までは2万4,000円とし、同年10月から同年12月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所では、当時の関係書類を既に廃棄していることから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで
私が20歳になった昭和40年3月ごろ、母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も両親と私の分を一緒に市役所で納付していたと聞いている。申立期間について、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の母親は、当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和41年10月ごろ払い出されたものと推認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、同年10月19日と記載されており、仮に、この時点で申立期間の保険料を納付したとすると、申立期間はすべて過年度納付となり、申立人の母親が市役所で納付したとする申立人の主張は辻褄が合わない。

加えて、申立人の両親は、申立期間の一部が厚生年金保険の被保険者となっており、一緒に納付していたとする申立人の主張についても信憑性が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年3月までの期間及び63年10月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年3月から57年3月まで
② 昭和63年10月から平成3年3月まで

申立期間①について、当時、妻がA町役場の支所で私の国民年金保険料を納付していたはずであり、また、申立期間②については、当時、妻がB市の金融機関の窓口か同金融機関の口座で私の国民年金保険料を納付していたはずなので、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻からは、供述が得られず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①について、申立人の元妻は、1か月の未加入期間及び12か月の未納期間があり、申立期間②について、申立人の元妻は、6か月の未納期間及び24か月の厚生年金保険期間があり、申立期間①及び②について、申立人の元妻は、自らの国民年金保険料を納付していた形跡が無く、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料のみを納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間②について、昭和63年6月から平成7年7月まで住所地がC市及びD市となっていることから、申立人が納付していたと主張する金融機関では納付が不可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から48年9月まで

昭和48年10月に、A市にある会社に就職した際、会社の経理担当者から国民年金に加入していないことを教えられ、父親がA市支所に相談したところ、20歳からの国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付できると教えられたため、父親が手元にあったお金で約10万円を用立てて同支所で納付し、領収書を受け取ったと記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月10日にB町で払い出されたことが確認でき、その記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は53年1月25日前後に加入手続きし、資格取得日を43年12月の20歳到達時まで^{さかのぼ}遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、53年1月に申立人が国民年金に加入手続きしていたとすれば、申立期間は既に時効であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は昭和48年10月6日に厚生年金保険の資格を取得しているが、申立人の父親が加入手続きしたとするA市支所では、既に厚生年金保険の資格を取得している者について国民年金に加入させる取扱いが行っていなかった上、現年度保険料以外の保険料を収納していなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月及び同年3月

昭和57年4月5日に、A市からB市に転入手続した際、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。

B市で国民年金に加入し、戸籍係の職員から「将来、年金を受け取る時に減額される」との説明を受け、「現金を持っていないければ後日に納付書を送付します」と言われたが、手持ちのお金があったので、その場で納付したことを覚えており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、その国民年金手帳記号番号よりも前の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、昭和62年1月30日以降に国民年金に加入し、資格取得日を、申立期間以降に申立人が勤務した会社における厚生年金保険の資格喪失時点である61年6月11日まで遡ったものと推察される。

さらに、B市の年金記録によれば、申立人は申立期間以降の厚生年金保険資格喪失後の昭和61年6月から同年7月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は厚生年金保険資格喪失後の国民年金への切替手続を適切に行っていなかったものと推察されることから、申立期間だけは適切に切替手続していたとする申立人の供述は信憑性が無い。

加えて、申立期間は、申立人が任意加入被保険者に該当する期間であり、制度上、昭和57年4月の時点では、同年2月に遡って国民年金に加入す

ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 5 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が一緒に働いていたとする同僚及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間当時に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた4人に照会したところ、一人は、「申立人と一緒に勤務していたが、勤務期間については分からない。」、他の3人は「申立人に記憶があるが、勤務期間は不明。また、厚生年金保険等の事務手続は、本社から担当者が来て行っていたが、どのような基準で加入させていたのかは分からない。」との供述から申立人は同社に勤務していたことは推認できるが、雇用期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから供述等を得ることはできないが、同僚の中には申立人と同様に同社において厚生年金保険の被保険者記録が無い者もいることから、当時、事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いほか、社会保険事

務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者記録が無く、所在不明のため、供述を得ることができないほか、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間当時に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した5人に照会したところ、二人は「当時、商品の受注のことで出入りしていた者の中に申立人がいたことを覚えているが、社員として勤務していたかは分からない。」としており、他の3人は「申立人の名前に記憶が無い。」との供述を得ている。

さらに、申立人は、A社を退職後に、B社を設立したと供述しているところ、同社の商業登記簿によると、同社はC社から商号変更されており、変更前の代表取締役はA社の事業主であることが確認できるほか、申立人がB社の代表取締役となったのは、申立期間中の昭和 53 年 7 月 1 日であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、役員であった事業主の妻に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係資料は残っていない。また、申立人が勤務していたかは分

からない。」との供述を得ている。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から平成 7 年 10 月まで

平成 20 年 8 月末に年金の支給見込額について社会保険事務所に相談したところ、申立期間について実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。

保管している給与明細書と届け出られている標準報酬月額には大きな差があり、年金額に影響すると思われるので、給与支給額に合わせた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 44 年から平成 7 年までの 5 月、6 月及び 7 月分（昭和 49 年及び平成 6 年は 4 月分も含む。）の給与明細書のうち、昭和 45 年 5 月、48 年 5 月から同年 7 月、49 年 7 月、53 年 5 月から同年 7 月、56 年 5 月から同年 7 月及び平成 6 年 7 月分については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を超えており、それ以外については、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違について、A 社に照会したところ、「従業員の保険料の負担軽減のため、給与の総支給額より低い金額で標準報酬月額を算定していたと思われる。」との回答を得ており、事業主により適正な標準報酬月額による届出がなされていなかったことがうかがえるが、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から39年1月1日まで
A社に勤務していた期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者種別が第1種となっているとの回答を得た。

第3種被保険者として厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる書類は無いが、坑内員として勤務していたので、申立期間について第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、第1種被保険者となっているが、申立人が坑内員として一緒に働いていたとして名前を挙げている同寮及び同名簿で確認できる複数の者の供述から、坑内員として同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社において、申立人と同じく昭和35年2月1日付けで厚生年金保険の資格を取得している者は22人いるが、全員が第1種被保険者として記録されており、その中には坑内員として勤務していた者も複数確認できることから、当時の事業主は坑内員として勤務していた者全員を一律に第3種被保険者として届出していないことがうかがえる。

また、申立期間当時の上司に照会したところ、「自分も坑内員であったが坑外員（第1種被保険者）の料率で保険料が控除されていたと思う。A社自体が建設業で登録していたので坑内員も坑外員として厚生年金保険料を控除していたのではないかと思うが、はっきりとした理由は分からない。」との

供述を得ている。

さらに、A社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の賃金に関する資料は一切残っていない。当時の担当者についても不明。」との回答を得ている。

なお、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を第3種被保険者として事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間において、厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を控除したことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年1月21日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は10万4,000円とされているが、当時の報酬額に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の記録や同社の商業登記簿等により認められる。

また、A社は、社会保険庁の記録によると、平成7年1月21日に適用事業所に該当しなくなっており、また、その約2か月後の同年3月31日に、申立人の6年1月から同年9月までの標準報酬月額53万円、同年11月及び同年12月の標準報酬月額59万円をそれぞれ10万4,000円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、「当時、社会保険料を滞納しており、平成7年3月ごろに社会保険事務所に相談に行き、同事務所の指導により、標準報酬月額を遡及訂正する届出を行い、これにより滞納の一部を清算した記憶がある。」と供述していることから、当該標準報酬月額の減額処理に申立人が関与していたことは明らかである。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。